稚内市中小企業振興基本条例

本市においては、水産業及び酪農業を基盤に食料品製造業などの製造業をはじめ、重要港湾や広大な地域の交通網を整備するための建設業、さらには多くの観光名所を有することから、観光関連業が本市の産業を牽(けん)引してきた。

こうした本市の経済を支え続けてきた産業のほとんどは、中小企業で構成されており、中小企業は、本市の経済活動の礎として、雇用を創出し、市民の暮らしになくてはならない存在になっている。

しかしながら、昭和52年の200海里漁業水域設定以降の人口減少や近年の少子高齢化の進行、経済のグローバル化等の社会構造の変化により、中小企業の経営環境は、厳しい状況にある。

このような中、中小企業は、その多様性を生かし、変化する経済環境に適応していかなければならない。そのためには、中小企業者自らが、創意工夫により経営の向上及び改善のための努力を行うことが重要であり、また、地域経済に関わる全てのものが、中小企業の振興は地域経済の健全な発展に欠かせないものであるということを認識し、それぞれの果たすべき役割を踏まえ、連携して中小企業の多様で活力ある成長発展を応援していくことが必要である。

ここに、中小企業振興による豊かで活力あるまちをつくるため、各々が果たすべき役割及び基本理念等を明らかにし、必要な施策を総合的に推進するため、この条例を制定する。

（目的）

第１条　この条例は、経済発展に果たす中小企業の役割の重要性に鑑み、本市の中小企業の振興に関し、その基本理念及び基本方針を定めるとともに、市、中小企業者、地域経済団体、大企業者等、金融機関、学校及び市民の責務等を明らかにし、もって地域経済の健全な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

（中小企業者の範囲及び用語の意義）

第２条　この条例に基づいて講ずる市の施策の対象とする中小企業者は、おおむね中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第２条第１項各号に掲げるもので、その事務所又は事業所を市内に有するものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

２　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　小規模企業者　法第２条第５項に規定する小規模企業者であって、その事務所又は事業所を市内に有するものをいう。

（２）　地域経済団体　商工会議所、商工会、事業協同組合、企業組合、協同組合、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、中小企業者の事業の共同化のための組織その他中小企業に関する団体をいう。

（３）　大企業者等　中小企業者以外の事業を営む者（国、地方公共団体、地域経済団体及び金融機関を除く。）であって、その事務所又は事業所を市内に有するものをいう。

（４）　金融機関　銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融業を行う機関をいう。

（５）　学校　学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校であって、市内に存するものをいう。

（６）　市民　市内に住所を有する者並びに市内の事務所又は事業所に勤務する者及び学校に在学する者をいう。

（基本理念）

第３条　中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

（１）　中小企業者の自らの創意工夫及び自主的な努力を尊重すること。

（２）　中小企業者の経済的社会的環境の変化への円滑な適応が図られること。

（３）　国、北海道及びその他の機関の協力を得ながら、市、中小企業者その他の関係者及び市民の連携により行われること。

（４）　持続的な経済循環を促進し、市民にとって豊かで暮らしやすいまちの実現を図ること。

（市の責務）

第４条　市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、中小企業の振興に関する経済的社会的諸条件に応じた施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

２　市は、中小企業の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、中小企業の実態を把握するとともに、広く中小企業者等の意見を聴き、施策の策定及び実施に反映するよう努めなければならない。

（基本方針）

第５条　市は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策を講ずるものとする。

（１）　中小企業者の経営の革新及び創業の促進並びに創造的な事業活動の促進を図ること。

（２）　中小企業の経営基盤の強化を図ること。

（３）　中小企業の経営の安定を図ること、事業の転換の円滑化を図ること等により、経済的社会的環境の変化への適応の円滑化を図ること。

（４）　学校教育における勤労観及び就業観の醸成を図ること等により、中小企業の事業活動を担う人材の育成及び確保を図ること。

（５）　効果的な融資制度の充実等により中小企業に対する資金の供給の円滑化を図ること。

（６）　地域資源の活用による新事業の創出及び地域資源の利用促進を図ること。

（中小企業者の努力）

第６条　中小企業者は、事業活動を行うに当たっては、経済的社会的環境の変化に対応して、その事業の成長発展を図るため、自主的に経営の向上及び改善に努めなければならない。

２　中小企業者は、自らが地域経済の基盤を形成していることを認識し、雇用環境の整備、雇用の維持及び創出並びに人材の育成に努めるものとする。

３　中小企業者は、児童又は生徒に対する職業に関する体験機会の提供に協力するよう努めるものとする。

（地域経済団体の役割）

第７条　地域経済団体は、中小企業者が経営の向上及び改善に取り組むことができるよう、相談体制等の充実を図るとともに、共同事業の実施、中小企業者の組織化、中小企業者の相互の連携、中小企業者と大企業者等の連携等の促進に努めるものとする。

２　地域経済団体は、中小企業者の経営の向上及び改善のための努力を支援するに当たっては、中小企業者とともに、基本理念の実現に取り組むよう努めるものとする。

（大企業者等の役割）

第８条　大企業者等は、事業活動を行うに当たっては、地域社会を構成する一員として、中小企業者との連携及び協力に努めるものとする。

２　大企業者等は、中小企業の振興が地域経済の発展において果たす役割の重要性を認識するとともに、市内において生産され、製造され、又は加工される産品及び市内で提供されるサービス等の地元消費が地域経済全般に波及効果を有することを理解し、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（金融機関の役割）

第９条　金融機関は、中小企業の円滑な資金の調達及び経営の改善に協力するよう努めるものとする。

２　金融機関は、中小企業の振興が地域経済の発展において果たす役割の重要性を認識し、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（学校の役割）

第 10 条　学校は、職場体験活動その他職業に関する理解を深める学習等の活動を通じて地域の次世代を担う人材の育成に協力するよう努めるものとする。

（市民の理解）

第 11 条　市民は、中小企業の振興が地域経済の発展並びに市民生活の維持及び向上に重要な役割を果たしていることを認識するとともに、市内において生産され、製造され、又は加工される産品及び市内で提供されるサービス等の地元消費が地域経済全般に波及効果を有することを理解するよう努めるものとする。

（小規模企業者への配慮）

第 12 条　市は、中小企業の振興に関する施策を講ずるに当たっては、経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情に配慮するよう努めるものとする。

（財政上の措置等）

第 13 条　市は、中小企業の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

（市からの受注機会の増大）

第 14 条　市が行う工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行並びに透明かつ適正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の増大に努めるものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第 15 条　市は、中小企業の振興に資するよう、中小企業の振興に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（稚内市中小企業振興審議会）

第16条　中小企業の振興に関する重要事項について調査審議するため、稚内市中小企業振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

２　審議会は、市長の諮問に応じ、この条例の運用その他の中小企業の振興に関する重要事項を調査審議し、その結果を答申する。

３　審議会は、自ら中小企業の振興に関する重要事項について調査審議し、必要と認められる事項を市長に対して建議することができる。

４　審議会は、委員10人以内をもって組織し、中小企業の振興に関わる者及び学識経験者のうちから、市長が委嘱する。

５　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

６　審議会に会長及び副会長１人を置き、委員の互選により選任する。

７　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

８　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

９　審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

10　審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

11　審議会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

12　前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、平成29年４月１日から施行する。

（稚内市中小企業振興条例の廃止）

第２条　稚内市中小企業振興条例（平成４年稚内市条例第32号）は、廃止する。

（稚内市中小企業振興条例の廃止に伴う経過措置）

第３条　この条例の施行の際現に前条の規定による廃止前の稚内市中小企業振興条例（以下「旧稚内市中小企業振興条例」という。）第３条第１項の規定により置かれている稚内市中小企業政策審議会は、第16条第１項の規定により置かれる審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

２　この条例の施行の際現に旧稚内市中小企業振興条例第３条第２項の規定により委嘱された稚内市中小企業政策審議会の委員である者は、この条例の施行の日に、第

16条第４項の規定により、審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第５項の規定にかかわらず、同日における旧稚内市中小企業振興条例第３条第３項の規定により委嘱された稚内市中小企業政策審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

３　この条例の施行の際現に旧稚内市中小企業振興条例第３条第４項の規定により選出された稚内市中小企業政策審議会の会長である者又は副会長である者は、それぞれ、この条例の施行の日に、第16条第６項の規定により審議会の会長又は副会長として選任されたものとみなす。

第４条　この条例の施行の際現に旧稚内市中小企業振興条例第５条第２項の規定により助成の決定を受けた事業者については、なお従前の例による。